

武蔵野市立高齢者総合センター及び武蔵野市立北町高齢者センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立高齢者総合センター及び武蔵野市立北町高齢者センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

公の施設の名称	所在地
武蔵野市立高齢者総合センター	武蔵野市中町2丁目15番14号
武蔵野市立高齢者総合センター デイサービスセンター	武蔵野市中町2丁目15番14号
武蔵野市立北町高齢者センター	武蔵野市吉祥寺北町4丁目1番16号
武蔵野市立北町高齢者センター コミュニティケアサロン	武蔵野市吉祥寺北町4丁目1番16号

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人武蔵野市福祉公社

武蔵野市吉祥寺本町1丁目15番9号 岩崎吉祥寺ビル3階

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。